

令和6年決算特別委員会（第1分科会） 開催状況（環境生活部）

開催年月日 令和6年11月12日（火）
 質 疑 者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答 弁 者 環境生活部長 加納 孝之
 暮らし安全局長 佐藤 圭子
 道民生活課長 家山 正吾

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 性の多様性等について</p> <p>（一）昨年度決算について 環境生活部では昨年度から性の多様性理解促進事業に取り組んでいると承知しています。昨年度事業の決算額を伺うとともに、主にどのような施策に取り組んだのかお答え下さい。</p> <p>（二）今年度予算の減少について 昨年度決算と今年度予算を比較して減少していますが、その要因は何でしょうか。</p> <p>（三）今年度重点事業に指定された理由について 今年度、新たに市町村職員を対象とした相談員育成研修や道内外のLGBTの相談支援に取り組む団体への聞き取り調査を行うこととし、今年度の重点事業に指定されていますが、本事業が重点とされたその理由について伺います。</p> <p>（四）道における人権施策の推進について 東京都は東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を2018年に制定しています。いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念を広く都民に浸透した都市の実現を前文に明記をしています。 道においてもマラソンテスト大会や各国の合宿誘致等の活動を行いまして、東京五輪に大きく関わろうとしてきたというふうに承知していますが、北海道において五輪開催を契機に五輪憲章に明記された人権尊重理念を具体化するための施策は五輪推進とセットでどのように進められたのか。東京五輪を契機に道として新たに施策を開始したものがいいのかお聞きします。</p>	<p>（道民生活課長） 決算額と主な取組についてであります。令和5年度の性の多様性理解促進事業費の決算額は、375万9,685円であり、主な取組として、啓発ポスターや研修動画を作成し、ポスターについては市町村などに配布するとともに、動画については、性の多様性への関心が比較的低い世代であるシニア層について、性の多様性への理解を深めていただくきっかけとなるよう、道内の高齢者施設に広く配布したほか、道のホームページなどから視聴可能にするなどし、性の多様性について理解の促進に努めてきたところであります。</p> <p>（道民生活課長） 今年度予算についてであります。昨年度の実績は、動画作成など、性の多様性について広く周知する内容であり、令和6年度は、性の多様性に関する相談体制の整備に向け、自治体職員等への研修の実施や関係団体への聞き取り調査に取り組むこととしているものであります。</p> <p>（道民生活課長） 重点事業とした理由についてであります。今年度事業は、令和5年6月に施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定められた、地方公共団体の役割である相談体制の整備に取り組むものであり、この取組が、道の重点政策の柱である「安心して住み続けられる地域」を創る施策に該当することから、重点事業としたものであります。</p> <p>（暮らし安全局長） 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権施策についてでございますが、さまざまな障がいのあるトップアスリートの方々が参加する東京パラリンピックは、すべての個人が、いかなる種類の差別も受けることなくスポーツをする機会を与えられなければならないという、五輪憲章を体現した大会であり、多様性を認め合う共生社会の実現に向けた理解を深める意義ある取組であったと考えております。 道では、平成15年に策定し、令和3年に改定した人権施策推進基本方針におきまして、道民の皆様が互いの個性や人格を尊重しながら、共に生きる地域社会の実現に向けて、家庭、学校、企業などあらゆる場を通じて、人権教育や啓発を推進することとしており、これまで、基本方針に定める分野別施策の推進に当たり、市町村や民間団体の皆様、企業の方々等と連携協力しながら、理解促進に資する取組を進めてきたところでございまして、五輪開催を契機として新たに実施したという施策はございません。</p>

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(指摘)</p> <p>いろんな取組はしているとのことでしたけれども、五輪開催を契機とした新たに実施した施策はないということなのですね。東京オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を東京が制定したものを見ますと、第二章に多様な性の理解の推進とわざわざ章立てをして多様な性への理解の促進を掲げているにもかかわらず、北海道にそうした視点が欠けていたのかと、これは問題ではないかと思うのですが、オリンピックに関することについて経済波及効果だけを期待したとしたならば、これは道の姿勢が問題ではないかなというふうに指摘をせざるを得ないというふうに思います。</p> <p>(五) 性の多様性理解の概念と施策展開について</p> <p>性の多様性理解の概念と施策展開についてですが、「性の多様性の理解促進」、具体的にどのような性の多様性を理解し、理解を促進しようとしているのか。その理解を進め、どのような施策展開を検討しているのかお答えください。</p> <p>(六) 理解促進だけでは解決できない課題について</p> <p>道では性のあり方の多様性を理解し認め合う職場づくりのためにと題して「にじいろガイドブック」を当事者団体や弁護士会等の団体の協力を得て作成していると承知しています。</p> <p>理解促進を行った先に当事者が求めるものは、マイノリティであるが故に生じる様々な不利益や生活上の不便の軽減であると考えています。</p> <p>理解促進だけでは解決できない課題があると、それについて道としてどのような認識をし、解決のための検討を行っているのかお聞きします。</p> <p>(七) 不当な差別解消に向けた取組について</p> <p>性自認及び性的指向を理由とする差別が深刻な課題となっています。差別の現状について認識を伺うとともに、差別解消に向けた取組をどのように行ってきたのか。また、道の取組の効果検証をどのように行ってきたのかお答えください。</p>	<p>(くらし安全局長)</p> <p>性の多様性についてでございますが、道では、生まれたときに割り当てられた性別や、自分がどの性別であるかという性自認、人の恋愛感情や性的な関心の指向である性的指向などを主要な要素に位置づけ、性自認については、からだの性とところの性が一致しない方や、性的指向については、男女どちらにも恋愛感情を抱かない方など、様々な性の多様性に関し理解促進に努めております。</p> <p>また、周囲の理解が不足していることなどから差別的な扱いを受けることのないよう、道では、各種の理解促進事業を実施しているところでございまして、今後とも、こうした性の多様性に対する理解が深まり、当事者の方々の暮らしやすさにつながる取組について、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>(くらし安全局長)</p> <p>課題の解決についてでございますが、いわゆる性的マイノリティの方々につきまして、性別の記載を不要とする各種申込書類や男女兼用の設備の提供など不利益や生活上の不便解消に向けましては、当事者の方々の毎日の暮らしに関わるサービス等の充実が重要になるものと認識しております。</p> <p>このため、道では、できるだけ多くの地域において、官民のサービスが活用され、手続きの簡素化等が図られるよう、道内外の施策を把握し、庁内はもとより市町村の皆様等と共有しながら、可能な取組から実施するなど、性的マイノリティの方々が、暮らしやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。</p> <p>(道民生活課長)</p> <p>差別解消に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、道内各地でのセミナーの開催をはじめ、にじいろガイドブックの作成・配布、性の多様性を含む人権に配慮した企業の活動紹介等を通じて、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んできたところであります。</p> <p>また、セミナーやイベントを実施した際は、参加者を対象にアンケート調査を実施して効果検証を行っており、令和5年度に実施したセミナー等においては、「とても参考になった」「参考になった」との回答が9割以上を占め、今後の受講についても「是非参加したい」「参加したい」との回答が8割以上の方々から寄せられております。</p>

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 市町村を対象とした施策調査について</p> <p>今年度の事業でLGBT当事者の相談支援に取り組む団体への聞き取り調査を行うとしています。北海道では、2022年に「性的マイノリティに関する施策調査」を道内市町村を対象に行っています。この結果を受けて道として何を課題点として認識し、施策検討等の対応を行ったのかお聞きします。</p> <p>(指摘)</p> <p>アンケートの結果で、取組実施につながるようなニーズはないと答えた自治体が9割を占めたということで、そういう答えだったと思うのですが、これを受けて北海道が当事者の存在把握に課題があると受け止めているというのはすごく問題だと思うのですね。「にじいろガイドブック」にも性的マイノリティの方が様々な調査で8%～10%いると分かっている訳ですから、そしてその存在を把握しようとしているのでしょうか。これ、アウトティングの問題です。大変な問題だというふうに思いますが、そのことを指摘して次の質問に行きます。</p> <p>(九) 当事者の意見調査について</p> <p>東京都は、2021年度に性的マイノリティ当事者を含む都民等を対象に「性自認及び性的指向に関する調査」を実施し、言葉の認知度や必要と考えられる施策について現状把握をしています。道として当事者等の意見調査を行い、求められる施策の検討を行うべきと考えますが、どのように取り組むのかお答えください。</p>	<p>(道民生活課長)</p> <p>市町村への施策調査についてであります。この調査は、性的マイノリティの方々のニーズや、当事者の方々が暮らしやすい生活環境を整えていく上で必要となる施策のほか、パートナーシップ制度の検討状況などをお聞きしたものでございます。</p> <p>調査の結果では、「市町村としての取組実施につながるようなニーズはない」、「把握していない」等と答えた自治体が約9割を占め、当事者の存在の把握に課題があるものと受け止めているところであります。</p> <p>また、暮らしやすさを整えていく上で必要な取組としては、「講演会や普及啓発など地域住民への理解促進」とした自治体からの回答が半数近く寄せられたことに加えまして、パートナーシップ制度の導入については、約8割の自治体から「現時点で導入予定はない」との回答を受けたことから、道といたしましては、制度の導入状況や自治体間の連携状況を把握し、周知することにより、市町村における議論や取組が進むよう必要な支援に努めてきたところであります。</p> <p>(道民生活課長)</p> <p>当事者の意見調査についてであります。道では、性的マイノリティの方々に関する取組等を一層進めて行くためには、さまざまな皆様からご意見を伺いながら施策を推進することが重要と考え、これまで、人権施策推進基本方針の見直しに当たっては、当事者を含む関係団体の方々に参加いただいていたほか、市町村などを対象としたセミナーや職員向け勉強会の開催においては、性的マイノリティの方を講師に迎えるなど、当事者の方々の声をお聞きし、想いを受け止めながら、各般の取組を進めてきたところであります。</p> <p>道といたしましては、今年度新たに、道内外の当事者団体から相談対応の手法を伺うなど、性的マイノリティの方々はもとより、市町村やセミナー参加者など多様な方々のご意見を参考にしながら施策の推進に取り組んでまいります。</p>

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) パートナースHIP制度について</p> <p>パートナーシップ制度についてこれまで「市町村において議論・検討が進められていくことが望ましいものと考えている」と道はしているのですけれど、消極的姿勢ではないかというふうに思います。</p> <p>北海道市長会は10月16日の総会でパートナーシップ宣誓制度を導入するよう、今月中に北海道に要望するということを決めたと先般報道がありました。</p> <p>市長会総会における議決内容を北海道としてどのように受け止めているのかお答えください。</p> <p>総会決議を重く受け止めているということについては、評価するのですけれども、35市のうち導入市が半数に満たない状況に留まっているというこの捉え方も取るべき視点がどうなのかなというふうに思うわけです。</p> <p>人口カバー率に注目すれば全35市のうちパートナーシップ制度を利用できる市民の割合は高いはずだと思うのですが、こうした道の姿勢について知事に直接お聞きしたいと思いますので、委員長のお取りはからいをお願いします。</p> <p>(十一) 性的マイノリティの権利保障について</p> <p>性の多様性理解促進において最も大事なことは、当事者の声を傾聴することにあると。知事を先頭に道が主体的に当事者の声に耳を傾け、不利益を解消していくことが求められています。理解促進だけではなく、当事者が求める施策を展開することは必要不可欠です。</p> <p>今年度、新たに当事者団体から聞き取りを行うと。これは評価しますが、当事者自身の声をより能動的に聞き取る努力を行って、理解促進に留まらない当事者の権利保障を行政として取り組む必要があるというふうに思います。</p> <p>パートナーシップ制度の導入により、公営住宅への入居、緊急時の病院での面会など、親族同様の扱いを受けることが可能となり、権利保障の拡大に資するものと考えますので、パートナーシップ制度の導入の是非も含め、当事者の権利保障をどのように進めていくのか、部長の見解を伺います。</p>	<p>(くらし安全局長)</p> <p>市長会からの要請についてでございますが、本年11月5日に市長会から道に対し、様々な項目をまとめた要請書の提出があったところでございます。</p> <p>本要請書の内容といたしましては、道にパートナーシップ制度導入を求めるものであり、道といたしましては、市長会の総会決議として重く受け止めている一方、全35市のうち、制度導入市は半数に満たない状況に留まっておりますことから、今後、そうした中で今回の決議に至った経緯や市長会全体としての議論等をお伺いしてまいりたいと考えております。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>パートナーシップ制度についてでございますが、人権の尊重は、いつの時代も、最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的な理念であり、道としては、その正しい理解と人権意識の普及等に取り組む必要があると認識してございます。</p> <p>パートナーシップ制度につきましては、基礎的な行政事務を担う市町村におきまして、議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えており、道では、導入を検討している市町村の要望に応じて、地域の方々の理解促進に向けたセミナーに性的マイノリティの方々を講師として派遣するなどし、制度導入の機運醸成が道内各地で進むよう努めているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、性の多様性の理解促進に向けた取組を推進いたしますとともに、道内外の施策を把握し、庁内はもとより市町村や関係機関と共有しながら、可能なものから取組を進めるなど、性的マイノリティの方々暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。</p>